

工 事 概 要

工事延長				m	129
落石防護柵工	m	116	落石防止網工	m2	720
転石除去工	m3	19	樹木伐採工	式	1

施 工 理 由

本工事は、道路のり面維持保全計画に基づき、落石の危険性がある箇所を落石防護柵工等により対策を行うものである。
--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年8月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年8月	
基 準 適 用 年 月	2025年8月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
道路土工	残土処理工	残土等処分			m3	5,000	処分費	破碎岩含む
落石雪害防止工	落石防護柵工	落石防護柵	可能吸収エネルギー： 100kJ, H=3.0m		m	223,600	材工共	
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=30cm未満		本	5,538	施工費	
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=30cm以上60cm未満		本	18,630	施工費	
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=60cm以上90cm未満		本	39,600	施工費	
構造物撤去工	伐採工	樹木伐採	C=90cm以上120cm未満		本	70,370	施工費	

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除（小野郷4号線）工事					事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路改良		式	1					
道路土工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削	土質:土砂, 施工方法:現場制約あり	m3	8				(概)	
積込(ルース)	土質:土砂, 作業内容:小規模(標準以外)	m3	8				(概) 破碎岩含む	
残土処理工		式	1					
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	27				(概) 小規模(標準以外) , 破碎岩含む	
残土等処分		m3	27				破碎岩含む	
落石雪害防止工		式	1					
落石防止網工		式	1					
ロックネット	網規格(種別):覆式落石防止網, 網規格(寸法):線径 2.6mm, アンカー規格・仕様:岩盤用 D22mm×長1,000mm	m2	720				金網・ロープ設置, アンカー設置含む	
落石防護柵工		式	1					
落石防護柵	可能吸収エネルギー:100kJ, H=3.0m	m	116					

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除（小野郷4号線）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
転石除去工		式	1				
静的破碎工	静的破碎剤 速効型 バックタイプ	m3	19				(概)
現場内小運搬 (モノレール運搬)		m3	18				(概) 破碎岩
構造物撤去工		式	1				
伐採工		式	1				
樹木伐採	C=30cm未満	本	20				
樹木伐採	C=30cm以上60cm未満	本	190				
樹木伐採	C=60cm以上90cm未満	本	34				
樹木伐採	C=90cm以上120cm未満	本	7				
運搬処理工		式	1				
木くず積込・運搬 幹	機械積込	t	22				(概)
木くず積込・運搬 枝葉	機械積込	t	6				(概)
建設発生木材処分 幹		t	22				

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除（小野郷4号線）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
建設発生木材処分 枝葉		t	6				
仮設工		式	1				
モノレール架設工 （参考数量）		式	1				
モノレール架設（設置・撤去）	中型500kg	m	297				（概） ルート選定, 賃料含む
転石除去仮設工 （参考数量）		式	1				
仮設用落石防止網工	ワイヤーモック（2.0m角）, 立木利用	箇所	26				（概） 材料費含む
仮設足場工		空m3	88				（概）
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	124				（概）
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 42.6%以内		式	1				（概）を参照

設計内訳書（本01）

工事名	災害防除（小野郷4号線）工事				事業区分 工事区分	道路新設・改築 道路改良	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 災害防除（小野郷４号線）工事

工事場所 京都市北区大森大谷他地内

1 一般事項

第１条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和７年８月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和７年８月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第２条（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施）

１ 本工事は「京都市建設局週休２日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」）であり、「京都市建設局週休２日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休２日」は必須である。

２ 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の実施内容を反映させること。

３ 「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

４ 受注者は、本市が週休２日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休２日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

５ 工事標示板に「京都市建設局週休２日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第３条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

１ 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

２ 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

３ 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること

- 1 施工箇所前の道路は幅員が狭く、迂回路もないため、通行の確保と安全対策について十分留意すること。
- 2 施工箇所に祠が設置されているため、破損等がないように注意すること。
- 3 施工箇所は降雪地域であり、降雪時は作業が困難となるため、施工計画は降雪期間を考慮して作成すること。

第2条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関や関係者との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第3条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	その他道路	12月27日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第4条（保安林解除等）

本工事箇所は、現在農林水産大臣により保安林に指定されている。

落石防護柵工及び落石防止網工の施工箇所については、現在農林水産大臣と保安林解除について手続きを行っており、令和8年1月頃に解除手続きが成立する見込みであるため、着手については解除手続きの成立後を予定している。

また、転石除去工の施工箇所については、保安林内作業許可の手続きを行うことで工事を着手する予定であり、令和7年11月下旬頃に許可手続きが成立する見込みであるため、着手については許可手続きの成立後を予定している。

なお、手続きの結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	2～3名	交通誘導警備員B 2～3名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（工場等派遣中間検査）

- 1 次表の資材・製品について、工場等派遣中間検査を行うものとする。

資材・製品
落石防護柵

- 2 当検査に要する費用は受注者の負担とする。ただし、監督の派遣に要する費用は除くものとする。
- 3 当検査は、検査対象の資材・製品を現場に搬入する前に行うものとする。
- 4 当検査の検査項目は、監督職員と協議のうえ、定めるものとする。

第2条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
 (「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
落石防止網工	ロックネット	資材一式
落石防護柵工	落石防護柵	資材一式

第3条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第4条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 (「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
落石防止網工	ロックネット	アンカー削孔長
落石防護柵工	落石防護柵	アンカー削孔長

第5条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者が所有する土地があることから、監督職員が提供する地積測量図等の資料を基に現地で境界点の位置を確認する。
転石除去工の対象転石の特定	対象となる転石の位置について、図面及び監督職員が提供する座標値をもとに現地で特定する。
落石防止網工	設置範囲の確認
落石防護柵工	設置範囲の確認
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする(ただし、立会確認書は必要としない)。

第6条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備 考
落石雪害 防止工	ロックネット 岩盤用アンカー	定着確認試験	試験加重 D22 36kN 施工本数の 5% もしくは、 最小本数 3 本 施工時の初期段階	
〃	落石防護柵 アンカー充填剤 (グラウト施工時)	圧縮強度試験	$\sigma_{ck} \geq 24\text{N/mm}^2$ 午前 1 回・午後 1 回	試験報告書
〃	〃	コンステンシー試験	10～18 秒 (P ロート) 注入作業開始前 (1 回/日)	試験報告書
〃	落石防護柵 アンカー確認試験	確認試験	ベースプレートアンカー 17.5kN 施行本数の 3% 以上かつ 3 本以上	センターホール ジャッキゲージ
〃	〃	〃	控えアンカー（背面） 35.0kN 施行本数の 3% 以上かつ 3 本以上	センターホール ジャッキゲージ
〃	〃	〃	控えアンカー（側面・斜方面） 40.0kN 施行本数の 3% 以上かつ 3 本以上	センターホール ジャッキゲージ
〃	落石防護柵 緩衝金具締付	緩衝金具ボルト締付	当り締め（監督員より指示） 全数確認	スキマゲージ (0.5mm)
〃	落石防護柵 ストッパー圧入値	定着設計圧力 65～70MPa	設計圧力範囲内 全数確認	圧力ゲージ
〃	落石防護柵 主要資材	支柱・各部材	有害な変形・損傷がないこと	試験成績書

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督

職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 4 5	設計運搬距離 L = 3 4.7 km
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 4 5	設計運搬距離 L = 3 4.7 km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土 (破碎岩含む)	(指定地処分) 株式会社山下組 京都市左京区静市静原町 1 0 9 0 - 1 他	設計運搬距離 L = 2 8.1 km

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第 1 2 2 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの

段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。

- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第4条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査

に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評価

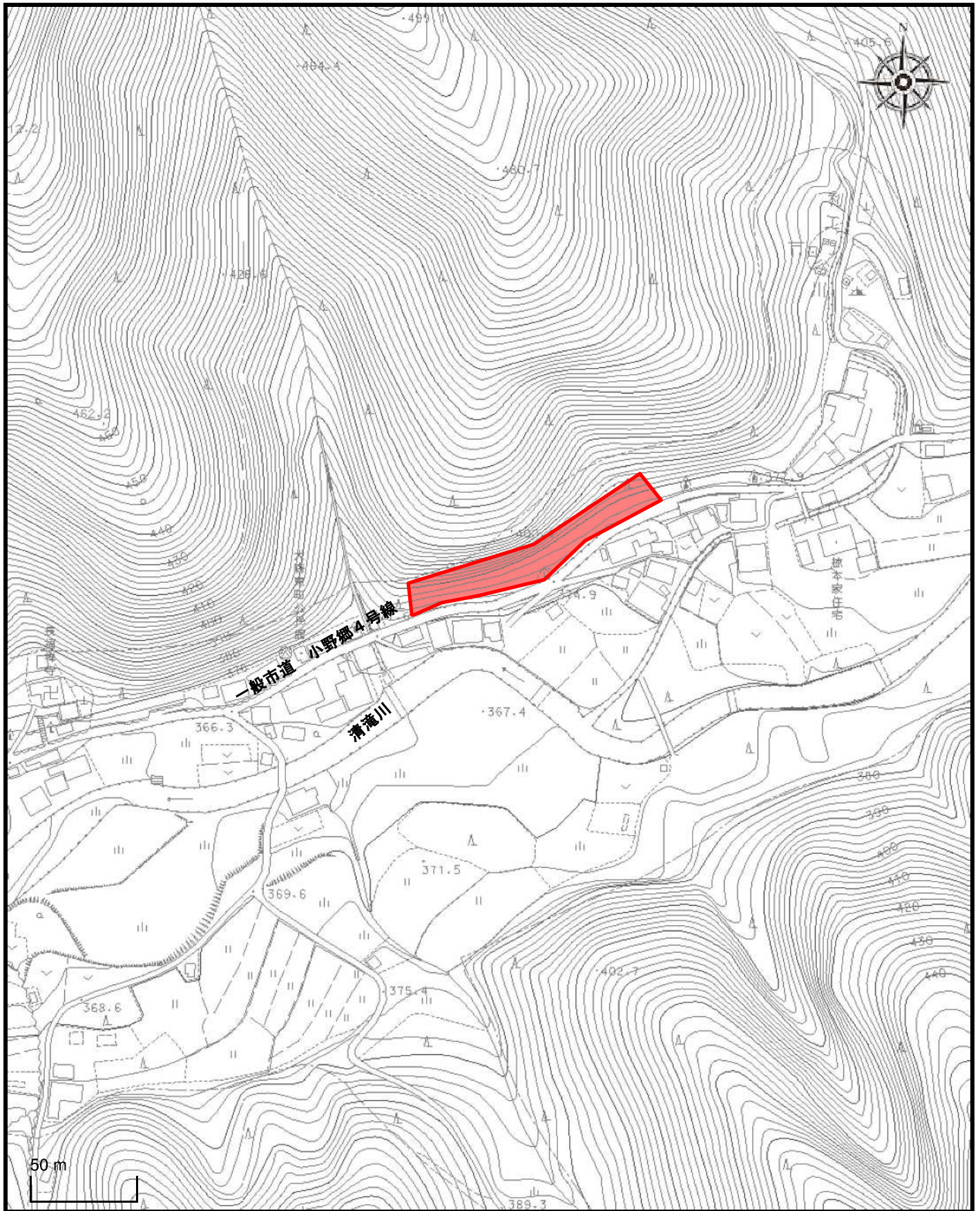
遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第5条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、着工前または工事中に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。
- 2 工事期間中においては、休工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。
- 3 週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。
- 4 土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 5 年末年始等の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出すること。
- 6 地域住民および関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 7 落石防護柵工のアンカーの削孔については、スタンドドライブ工法を想定し積算しているが、施工時の仮設方法を拘束するものではない。

（以上）

箇所図



1 / 2500

 : 本工事施工箇所